

自主的避難等対象区域（相馬市）において鶏卵の製造販売業を営んでいた申立人について、原発事故の影響で申立人が取引を行っていた卸売市場の参加者が減少し、そのために申立人の売上げも減少し、平成27年に廃業することを余儀なくされたとして、3年分の年間利益に原発事故の影響割合5割を乗じて算定した金額の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

営業損害（廃業に伴う逸失利益） 金3, 229, 878円

期 間 自 平成27年2月1日 至 同30年1月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金3, 229, 878円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年9月29日

（仲介委員 板垣眞一）